

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会県外競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第15条第3項の規定により、県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の名称等)

第2条 運営委員会の名称及び常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人
- 2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、運営委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。
- 3 運営委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急を要するため運営委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が運営委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により運営委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を運営委員会に出席したものとみなす。
- 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月25日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名称	委任事項
ライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技会運営委員会	1 競技会の総合的な計画の推進に関すること。 2 競技運営に係る計画の推進に関すること。 3 広報等に関すること。 4 医療救護、食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 交通に関すること。 6 警備及び消防の計画の推進に関すること。 7 その他県外競技会を開催するために必要な事項に関すること。